

会 議 録

1 会議名

令和3年度第5回安塚区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○報 告（公開）

（1）安塚克雪管理センターの廃止について

○諮 問（公開）

（1）「上越市過疎地域持続的発展計画（案）」について

○協 議（公開）

（1）地域活動支援事業に係る課題等について

○その他（公開）

3 開催日時

令和3年8月6日（金）午後7時から午後8時46分まで

4 開催場所

安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

5 傍聴人の数

4人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

・委 員：池田裕夫、池田康雄、石田ひとみ、小松光代、新保良一、中村真二

外立正剛、秦克博、松苗正二、松野修、山岸重正、吉野誠一

・事務局：安塚区総合事務所 岩野所長、大島次長、石川市民生活・福祉グループ長（併
教育・文化グループ長）、村松班長、萬羽主任

・自治・地域振興課：廣川副課長、東條副課長、仙田主任

・道路課雪対策室：桐木室長、小山係長

8 発言の内容（要旨）

【大島次長】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の

出席を確認、会議の成立を報告

【松苗正二会長】

・挨拶

【大島次長】

本日の会議録の確認は、内規により松苗正二会長にお願いする。

条例第8条第1項の規定により、松苗正二会長から議長を務めていただく。

【松苗正二会長】

それでは、次第3報告事項（1）安塚克雪管理センターの廃止について、から議事を進めていく。担当課の道路課雪対策室に説明を求める。

【道路課雪対策室 桐木室長】

資料No. 1に基づき、安塚克雪管理センターの廃止に係る地域とのこれまでの協議経過等を説明。

【松苗正二会長】

引き続き補足説明として避難所の関係について、事務局に説明を求める。

【岩野所長】

安塚克雪管理センターの廃止に伴う避難所の変更について、報告させていただく。

市では、これまでの間、安塚克雪管理センターの廃止に伴う避難所の変更について、危機管理課をはじめとする関係各課と総合事務所で協議を重ねてきた。その中で危機管理課等の関係各課に現地を確認してもらったうえで、総合事務所から代替の避難所を提案している。そして、6月に関係町内会の皆様にお集まりいただき、提案の内容を御説明した結果、全町内会から御了承いただいたところである。

変更内容を御説明する。現在、樽田、円平坊、高沢、二本木、信濃坂、おぎの町内会の6町内会の皆様が、安塚克雪管理センターを指定避難所として利用しているが、令和4年4月1日以降は安塚B&G海洋センターに変更させていただく。また、樽田、円平坊、高沢町内会の3町内会の皆様は、安塚克雪管理センターを指定緊急避難場所としても利用しているが、令和4年4月1日以降は雪だるま物産館に変更させていただく。雪だるま物産館への変更については、地元からの要望を受けて、指定管理者とも協議した結果、変更させていただくものである。二本木、信濃坂、おぎの町内会の3町内会の皆様は、各生涯学習センターを指定緊急避難場所として利用しているが、そちらについては変更はない。

避難所の変更についての報告は以上である。

【松苗正二会長】

担当課及び事務局から説明があったが、何か御質問等あるか。

【吉野誠一委員】

何点か質問させていただく。

まず、岩野所長からの説明の中で、関係する6町内会に説明し、了承を得たという話があったが、これはそれぞれの町内会で全員が集まり、説明したということか。それとも、町内会役員のみで説明したのか。

また、安塚克雪管理センターの廃止について、なぜ報告事項に留めたのか、なぜ条例に沿って諮問しなかったのか、雪対策室の桐木室長にお聞きしたい。

【道路課雪対策室 桐木室長】

避難所の関係についての説明は岩野所長にお願いするが、なぜ諮問事項ではなく、報告事項としたのかという点について、私の方からお答えする。

地域協議会に諮問しなければならない事項、あるいは諮問の除外となる事項が市の内規で決まっている。地域自治区の中で、使用する人が施設周辺の町内会等の住民に限定されており、さらにはその管理も施設周辺の町内会等が行っているなど、特定の地域のための施設となっていて、その施設に関する町内会等の了解が得られているものについては、市長の政策判断と地域住民の意向との間に食い違いが生じないことから、諮問除外事項に位置付けられている。さきほど御説明したとおり、これまでの丁寧な説明の中で、地域住民の皆様や関係町内会、関係団体の皆様からは、市の廃止方針等に対して、同意をいただいていることから、諮問事項ではなく、報告事項とさせていただいた。

【岩野所長】

町内会への説明についてお答えする。町内会全員の方にお集まりいただいたわけではなく、町内会に対して町内会役員等で説明の場に必要と思われる方にお集まりいただきたいという形で依頼したところ、各町内会概ね3名ずつお集まりいただき、御説明した。御説明した内容については、後日町内会長から町内会の皆様に周知いただくよう、あわせて依頼したところである。この件についての御意見は、これまで承っていないので、町内会の皆様も了承されたものと考えている。

【松苗正二会長】

吉野委員は今ほどの説明でよろしいか。

【吉野誠一委員】

諮問事項ではなく、報告事項とした点に疑問を感じる。最初の説明では、安塚克雪管

理センターはあまり利用されていない施設であるという意味合いの話があった。特定の地域のための施設となっていて、関係する町内会の一定の理解を得ているため、報告事項に留めたという説明であったが、条例では、重要な公の施設の廃止については、地域協議会に諮問しなければならないとの定めがあり、本来諮問すべきではないか。なぜならば、安塚克雪管理センターは、地域住民の指定避難所あるいは指定緊急避難場所になっており、命に関わる問題であり、生活そのものと言えるからである。そういった点から考えると、形式的には条例に沿って諮問するという形で進めるのが筋ではないか。条例はそういう風に読み解くものだと私は思っているが、いかがか。

【岩野所長】

今ほどの御質問についてお答えする。皆様には、地域協議会委員に就任された当初、「上越市地域協議会委員手引き」というものを配布している。こちらの手引きの15ページには、どのような基準で諮問が行われるかを説明した箇所があり、条例の一部も掲載されている。今ほど吉野委員が言われたとおり、地域協議会の意見を聴かなければならない事項については、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項に定めがあり、地域自治区内の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項もこれに該当する。条例上、ここに記載されている事項については、諮問しなければならない事項となるが、15ページの条文の記載の下に、運用上、諮問しない取扱いとしている事項が挙げられている。この中の4番目に「地域自治区内の特定の地域の利用に特化した公の施設の廃止、管理の在り方の変更という項目がある。このような事項については、運用上、諮問しない取扱いとしており、あらかじめ皆様にもお伝えしていることから、今回報告事項とさせていただいた。また、避難所の取扱いについて、生活に直結する問題であるという御意見に対しては私も同感であり、不具合等生じないように、施設の廃止とともに避難所も変更させていただいたところである。

【吉野誠一委員】

特定の地域の利用に特化したというのは、避難所としての利用もそれに含まれるのか。そういう意味での特化ということなのか。命に関わる問題であり、重要な公の施設という観点で考えれば、条例に沿って諮問すべき事項であると私は考えている。あまり利用されていない、ポツンとある施設のようなニュアンスの説明があったが、生活上、地域住民にとっては重要な施設である。特定の地域の利用に特化した施設ではなく、災害時には6町内会が避難する施設であり、命に関わる問題である。形式的であったとしても、条例上、諮問するのが正しい形であると思う。

また、今回安塚区地域協議会が同意した場合、設置条例が議会で廃止され、普通財産化することになると思うが、設置条例廃止の提案はいつ頃を予定しているのか、お聞きしたい。

【岩野所長】

避難所の関係についてお答えする。特定の地域の利用に特化した施設という文言の意味合いを考えるうえで、安塚克雪管理センターは、避難所としての利用を目的に建てられた施設ではないという点を念頭に置いていただきたい。安塚克雪管理センターは、地域の皆様に利用していただくために設置された施設であり、そういった観点から特定の地域の利用に特化した施設にあたるものと考えている。基本的に避難所というのは、その施設の本来の利用目的に含まれるものではなく、元々別の利用目的で設置された施設を後から避難所として指定し、利用しているものである。ただし、地域住民の皆様にとって、避難所は重要なものであり、別途代替の施設を指定し、支障が生じないように進める必要があると考えているので、御理解いただきたい。

【道路課雪対策室 桐木室長】

最初に報告させていただいたが、国土交通省との財産処分の協議は順調に進んでおり、このスピードで進めば、12月議会での提案を予定している。ただし、何らかの事情により、状況に変更が生じた場合には、3月議会で提案するという可能性もあり得る。

【吉野誠一委員】

災害対策特別法によれば、12月に条例廃止した場合、すぐに県知事へ新しい避難所を届け出したうえで、公示や居住者への周知を行う必要があると思う。その間に災害などが起きてしまうと空白が生じ、大変なことになる。そういった点を考慮すると、法律の運用により、設置条例の廃止前に県知事へこういう予定であると報告し、空白の間を作らずに移行を進めることが可能かどうか、お聞きしたい。

【道路課雪対策室 桐木室長】

先ほどの説明が少し分かりづらかったかもしれない。条例廃止の提案は12月議会または3月議会であるが、いずれにしても条例の廃止日自体は3月31日となるので、御理解いただければと思う。

【吉野誠一委員】

余計おかしいのではないか。12月議会で条例を廃止して、普通財産となれば、普通財産は法律上行政目的に使用できないため、4月1日まで避難所が使えなくなる。県知事への報告はいつなのか、4月1日か。災害対策特別法を読んできているか。

【岩野所長】

1 2月議会で条例廃止の議案を提出する予定となっているが、提案する内容としては、3月31日をもって廃止するという内容になる。

【吉野誠一委員】

承知した。

【松苗正二会長】

ほかに御質問等あるか。

【外立正剛委員】

安塚克雪管理センターの当初の設置目的は、豪雪地域の円滑な除排雪作業を推進するための拠点施設として設置したということであった。今後の除排雪について、何十年先も現行のとおり業者委託で進めていく予定なのか。また、拠点施設がなくなることで影響が生じないのか、お聞きしたい。

【道路課雪対策室 桐木室長】

未来永劫ということは申し上げられないが、雪対策は、今後も業者委託により進めていく方針である。豪雪地域の円滑な除排雪作業を推進するための拠点施設ということも申し上げたが、平成17年の市町村合併により、除雪の形態が大きく変わり、克雪管理センターとしての役割は終了している。拠点施設がなくても、除雪業者からそれぞれ出動することにより、今後も円滑な雪対策を講じていきたいと思う。

【外立正剛委員】

承知した。

【松苗正二会長】

ほかに御質問等あるか。

(質問なし)

ほかに御質問等なければ、安塚克雪管理センターの廃止についての報告は以上で終了する。ここで道路課雪対策室の職員は退席となる。

(道路課雪対策室職員退席)

次に次第4 諮問事項(1)「上越市過疎地域持続的発展計画(案)」について、の諮問に移る。

【吉野誠一委員】

安塚克雪管理センターの廃止について、同意するかどうか、採決を取らなくてよいのか。

【松苗正二会長】

今回は報告事項である。

【吉野誠一委員】

承知した。

【松苗正二会長】

それでは、「上越市過疎地域持続的発展計画（案）」について、の諮問に移る。

今年度初めての諮問事項であるため、最初に諮問について、事務局に説明を求める。

【萬羽主任】

諮問と答申について説明する。

「諮問」とは、地域協議会に対して、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について、「区内の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものである。地域協議会は、諮問された事項を話し合い、その結果を市長に対して、「答申」という形で返すことになる。

本日の地域協議会では、「上越市過疎地域持続的発展計画（案）」について、まず諮問を行う。今回の諮問内容については、この後担当課の自治・地域振興課から説明させていただく。委員の皆様からは、計画を策定することによって、地域住民の生活にどのような影響があるか、という観点で議論を行い、次回の地域協議会で「答申」としてまとめていただきたい。なお、答申にあたっては、諮問の内容について、地域住民の生活に「支障なし」または「支障あり」の判断をしていただくことになる。議論の中で、必要と判断した場合は、答申に関連する事項として附帯意見をつけることも可能である。

【松苗正二会長】

引き続き担当課の自治・地域振興課に説明を求める。

【自治・地域振興課 東條副課長】

資料No. 2-1、2-2及び参考資料に基づき、「上越市過疎地域持続的発展計画(案)」について説明。

【松苗正二会長】

担当課から説明があったが、何か御質問等あるか。

【外立正剛委員】

立派な計画が出来ていると思うが、少しお聞きしたい。計画案はこれまでやってきた事業の見直しをせず、単に既存の事業を組み合わせつつくっているように感じる。例えば農業振興については、多面的機能支払補助金等の事業を継続していくということで、

ほとんど変わっていない気がする。どこがどういう風になるのか、何度読んでも私には分からない。今やっている事業をそのまま載せているだけではないかと思っている。違うのであれば、どこがどういう風になるのか、分かるような計画にしてもらえると、我々としても理解しやすい。計画全体がそのように見えてしまう。勉強不足で申し訳ないが、何をどういう風に変えていきたいのか、もう少し説明してもらえるとありがたい。参考資料では、県の策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域持続的発展計画を定めるという記載もあり、県の方針等から数字を引っ張ってきているのかもしれないが、事業数も膨大であるため、内容がよく分からない。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

今ほどの外立委員からの御質問は、今回の「上越市過疎地域持続的発展計画（案）」について、どこがどう変わったのか、事業がどのように見直されたのか、という御質問であったと思う。冒頭の説明で申し上げたとおり、今回の計画案は、現在の総合計画や財政計画といった裏付けのあるものに基づき、策定している。市では、自治基本条例において、総合計画を最上位の計画として位置付けており、次期総合計画の策定は次年度に予定されている。次期総合計画の策定にあたっては、それぞれの分野について、どういったところに力を入れていくのか議論することになるので、我々としてはそのタイミングで個々の事業に手を入れていく形を考えている。法律の施行のため、今年度どうしても計画を作らなければいけないという事情がある。この計画を策定することによって、市では今年度過疎債として約7億円を国等から借り入れ、事業に充てていくことが可能となる。我々としてはそういった財源も大切にしながら、一方で次年度策定が予定されている次期総合計画の内容も反映して、バージョンアップを図っていきたいと考えている。計画案は、既存の事業の継続となっている部分も多いが、今後総合計画等が変わるときに改めて本計画にも取り入れていく予定である。これから議論を行う中で反映していきたいと思っているので、先ほどいただいた御意見にも留意しながら進めていきたい。

【吉野誠一委員】

計画案によれば、この計画は人口減少の緩和を目指して立案され、計画期間が終了する令和7年の人口3万6千人以上を目標値として設定している。しかし、上越市創造行政研究所が算出している人口の将来予測における過疎地域の令和7年の数値を合計すると、36,489人である。機械的にこの数値を当てはめただけのように感じる。例えば昨年の国勢調査の人口を5年後にどうやって維持するか、そのために今からどういう計画を立てなければならないか、という風につくるのが計画というものである。何の手

立てをしなくても見込まれる3万6千人以上という数値を目標値に設定するのは、計画とは言えないのではないか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

計画の目標の考え方について、御質問があったのでお答えする。計画の目標値が推計値に準じており、計画としてどうなのかという御質問であったと思う。今回の国勢調査の速報値について、実際の数値では、5年前に上越市創造行政研究所が将来推計人口として算出した値よりも500人近く下振れした結果となっている。我々もこの間、人口の減少を緩和させるために移住や子育てなど懸命に取り組んできたが、それでも500人足りないという状況である。我々としては、この目標値が緩いものとは考えておらず、現状これだけ頑張っても500人まだ足りていないので、さらに頑張らなければ推計値にも届かないという危機意識を持って取り組んでいる。この計画の数値もハードルの高いものであると認識しており、そういったことを踏まえながら、また国・県の動向も見ながら、人口減少の緩和に全力で向かっていきたい。そのような考えから目標値を設定しているということで、御理解いただきたい。

【吉野誠一委員】

そのように説明されるが、昨年の国勢調査の速報値で過疎地域全体の人口は40,344人、創造行政研究所が算出した推計値では40,533人であった。500人という数字はどこから出てきたのか。私が申し上げたいのは、この推計値は実際の数値に対して4パーセントくらいの誤差率で推移している大変優秀なシミュレーションであるということである。そうすると、現状のまま何の手立てを施さなくても目標値は達成されることになる。色々な事業を組み込み、過疎債をつぎ込んで、なんとか持続的に発展させようとする計画であれば、少なくとも昨年の国勢調査の速報値の人口を5年後にどうやって維持するかという考えの下で策定するのが筋である。流暢に色々説明されたが、単なる付け焼き刃に過ぎない。計画として成っていないと思うし、それほどハードルの高い目標値ではない。現状のまま何もせずに推移しても、この人口は維持できる。それほど上越市創造行政研究所のシミュレーションは優秀である。いかがお考えか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

数値の部分についてお答えする。平成29年度に上越市創造行政研究所が作成した人口・世帯に関する基礎データ集における令和2年の推計値と昨年の国勢調査の速報値を比較すると534人の下振れとなっている。事実としてそういった結果が出ている。そのうえで、我々としては、現状のまま続けていってもさらに下振れが生じてしまい、漫

然と続けていくわけにはいかないと考えている。まずは推計値のところまで持っていくということが最低限やらなければいけないことであり、やるべきことにしっかり向かっていきたいという考えから、この目標値の設定に至った。我々としては、それが決してたやすいレベルの目標であるという認識は持っていないので、御理解いただきたい。

【吉野誠一委員】

それが立案者の態度なのか。大変失礼な話である。現状のまま推移しても、500人下振れするかどうかなんて分からない。計画というのは、少なくとも去年の国勢調査の速報値を計画の期限となる5年後にどうやって維持するかという発想から始まるものである。単に機械的に数値を当て込んでの計画である、それは高い目標である、というような姿勢は大変失礼な態度であると思う。いかがお考えか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

計画の目標値について、現在の人口を維持する水準にすべきではないかという御意見であったと思う。我々としても、人口が減らないで維持あるいは増加するのが理想であるという点に異論は全くない。しかし、現状において、高齢者が多く、子どもが少ないという人口構成の状況が過去数十年続いている傾向である。こういった状況を今後5年間で大幅に逆転できるかということ、相当難しいと思う。市では、少子化対策として、子どもを持ちたいという方に対して不妊治療等への支援や、あるいは移住希望者への支援として、大都市圏にお住まいの方に対してコロナ禍においてもオンラインでの説明会等を開催している。また、今年度からは家賃の支援や上越市へ来られる方への住宅等の支援といった新しい取組も始めている。それでも現状を根本的に打開するのは現実的になかなか難しいと思っている。ただ、難しいからといって手をこまねいているわけにはいかないので、まずは人口減少の流れを弱めるというところから入り、最終的に人口が安定することを我々も願っている。打てる手から打っていきたいというのが率直なところである。計画期間が5年間、法律上も10年間という縛りがある中で、現実的にできることからやっていきたい。国・県の事業もうまく活用しながら、過疎地域で少しでも有利な財源で事業を展開していきたいという思いで本計画を策定している。少しでも上方基調になるよう目指しているが、まずは目の前の目標を達成できるよう取り組んでいきたいと考えているので、御理解いただきたい。

【吉野誠一委員】

とても理解できない。上越市創造行政研究所が作成した人口・世帯に関する基礎データ集について、私は安塚区だけでなく、ほかの区のデータ集も持っている。それらを全

て自分で試算し、一覧表を作成して本日の協議会のために持ってきている。2回計算したので間違いないと思うが、令和7年の過疎地域全体の推計値は36,489人となる。誤差率は約4パーセントであり、非常に優秀なシミュレーションである。現状のまま、何の事業もせずに推移しても、皆さんが目標としている数値に到達する。そんなものを計画というのか。計画というのは、今より良くするために何をすべきかを考え、つくるものである。最低でも、昨年の国勢調査の速報値の人口を5年後に維持するために今何をしなければいけないかという発想の下に始まるのが計画である。これでは切り捨てである。

現に市はこれまで色々なところに過疎債を充ててきた。例えばオーレンプラザにも充てている。措置法の目的から見て整合性がとれるのかどうかという問題もあるが、私は過疎債をもっと過疎地域につき込んで、高い目標値を定めて事業を進めていくのが計画であると思う。行政は言葉巧みに流暢に説明されるが、安全なところにうまく逃げ込んでいるように感じる。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

吉野委員からお話のあった内容について、1点だけ訂正させていただく。オーレンプラザに過疎債を充てているというお話であったが、オーレンプラザには過疎債を充てていない。過疎債は、過疎地域で行う事業に対して充てており、合併前上越市は過疎地域ではないため、過疎債を充てていないということで御理解いただければと思う。

また、計画の立て方について、吉野委員の言われることも一つの考え方としてあり、それが間違っているとは思っていない。しかし、先ほどから繰り返し述べているとおり、現状様々な取組を実施しても、当時算出した推計値に足りていないというのが厳然たる事実としてある。まずはそういったところも含めて、今以上のことをやらなければいけないという認識の下、推計値の水準を達成したうえでより高みを目指していきたいと考えているので、御理解いただきたい。

【吉野誠一委員】

理解できない。企画政策部で取組んでいる第8次総合計画の関係で池田部長に話を聞いたことがある。その中で池田部長は、20年後の上越市のあるべき姿から逆算し、今何をやらなければいけないかを考える、英語で言うところのなんとか方式という考え方を導入して取組んでいきたいと話されていた。今皆さんが言われているのは、当然予想される5年後を目標値として設定しているだけであって、それ以上の結果になれば良かったねという風に話を収めるような安易な話である。私からすれば、昨年の国勢調査の

速報値の人口を5年後に維持していくために今何をすべきかという発想からつくるのが計画であり、私も池田部長の考え方と同じである。皆さんの計画は失敗しないように、失敗しないようにという考え方が透けて見えている。これでは、過疎地域、安塚区は大変である。令和7年の安塚区の人口推計値は1,678人、浦川原区は2,800人、大島区は1,091人である。恐らくこのシミュレーションからプラスマイナス2パーセントの範囲内で推移していくと思う。それくらい正確なシミュレーションである。これから事業計画を立てて予算化していくことになると思うが、何もしなくても維持できる人口の目標を達成するために事業をするのか、昨年の国勢調査の速報値の人口を維持するために事業をするのかでは、全然違う。個人的な意見として、そういったところを見直してもう一度計画を再提出いただきたいと思います、いかがか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

吉野委員が言われた次期総合計画は第8次ではなく、第7次総合計画である。第7次総合計画の策定に向けて、市ではバックキャストという手法を取り入れようと考えている。これは、理想的な姿を見込んだうえで、それに向けて現状からどうステップアップを図っていくかという手法である。現在そのための作業を進めているところであるが、第7次総合計画の本格的な策定作業と最終的な策定は次年度になる。そういったものを踏まえて、現在の過疎計画の案も置き換えていくことになり、そこで各計画との連動が図られる。ただ、現状においては現行の第6次総合計画との整合を取らなければならない。先ほど漫然というようなお話があり、結果がどうかという部分もあるかもしれないが、我々としては、毎年度の政策企画にあたり、どうすれば上越市の人口の減少を緩和し、外部から人を呼び込むことができるのかという観点で精一杯取り組む中で出来る限り有効な手立てを打ってきている。何もしなくてもこの数字が達成できるかというとはそうではなく、精一杯やらないと達成できないという性質の数字であるので御理解いただきたい。

【吉野誠一委員】

現状のまま何もしなくてもという意味である。間違っって受け取らないでいただきたい。この計画案は現状の計画がそのまま載っているだけである。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

現状で漫然とやっているつもりはない。新しいことは当然取り入れなければならない、その中で計画も置き換えていく。人口増に向けた取り組みは引き続き考えていかなければいけない。そういったものを踏まえてどうやっていくかを判断していく。御理解いた

だきたい。

【吉野誠一委員】

もう一点お願いしたい。先ほどオーレンプラザに過疎債を充てていないという説明があったが、吉川区地域協議会からの情報によれば、昨日の吉川区地域協議会において過疎債を充てた旨の答弁をされたようである。その点はいかがか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

先ほど申し上げたとおり、過疎債については、具体的な手続きとして県との協議が必要であり、そこには過疎地域であるということが原則となる。高田地区は当然過疎地域ではないため、オーレンプラザには過疎債を充てていない。高田の方で充てているのは合併特例債のことではないかと思われるが、起債の種類が異なるので御理解いただきたい。

【吉野誠一委員】

昨日の吉川区地域協議会における答弁の中で、オーレンプラザは過疎地域にお住いの方々も利用する施設であるという説明をされたようであるが、いかがか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

我々としては、過疎債を充てていないという認識であるが、改めてお話をいただいたので、一旦持ち帰り財政課にも確認したうえで再度回答させていただきたいと思う。過疎債は、過疎地域で行う事業に充てており、地域ごとに事業の管理をしている。県との協議においても同様である。確認したうえで、再度回答させていただく。

【吉野誠一委員】

確認の結果、もし過疎債を充てているとしたら、その事後処理はどうするのか。法律違反ということになる。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

大前提として、県との協議も経ており、法律違反はないと考えているが、そこも含めて確認させていただく。

【吉野誠一委員】

どうするのか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

法律違反はないという前提であるが、万が一法律違反があった場合は、是正措置をとらなければいけない。確認を行い、改めて報告させていただく。

【吉野誠一委員】

承知した。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

一点補足させていただく。

昨日の吉川区地域協議会で答弁した内容について、詳細までは把握していないが、計画にオーレンプラザ内の子どもセンターに係る事業が含まれており、そのことを指しているのではないかと思われる。オーレンプラザの建設事業費については、先ほどの説明のとおり、過疎債を充てていない。その辺りのことも含めて確認し、回答させていただく。

【新保良一委員】

計画案冊子の46ページ(5)住宅についてお聞きしたい。現況と問題点として、空き家の増加が地域の課題となっている、その対策として、UIJターン及び交流人口の増加に対応するため、空き家を含めた地域の資源・個性をいかし、安全性や居住形態にあった快適な住まい、多様化する住宅ニーズに対応した住宅支援を推進するという記載がある。実際は住めるような空き家だけでなく、半分以上倒壊して危険を及ぼしているような空き家が数多く存在しており、そのような空き家に対する対策が計画には全く記載されていない。空き家が増加して皆が困っているのは、危険な倒壊寸前の空き家についてである。その点について、どのように考えているかお聞きしたい。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

昨日開催されたほかの地区の地域協議会でも空き家についてのお話をいただいている。空き家は活用することができれば一番理想的であるが、除却も視野に入れなければいけないのではないかというお話であり、我々も同様の認識を持っている。空き家については、所有者との兼ね合いの中でまずは所有者に除却も含めた適正な管理をお願いすることになる。ただ、現実的には所有者に除却に要する資力がなかったり、自分には関係がないと考える方もいて、なかなか協力が得られないという実情もある。そこの部分にどう対応するかというのは、非常に大きな課題であると思っている。しかし、今この段階で新しい手立てとして何が有効なのか、答えを持ち合わせていない。この場で具体策を申し上げることはできないが、課題認識は持っているので、事業化できるようになった段階で本計画にも反映する。

【新保良一委員】

それはよく分かっているが、現に私の集落でも倒壊した家屋が半分道路に出てしまい、

それを撤去しなければ通行できない危険な事例が発生している。あくまでも所有者または権利を有する者が除却等に係る費用を負担するということは理解しているし、だからこそ行政による代執行が難しいのだと思う。そうすると、私の集落でもそうだったようにそれを撤去しなければ通行や除雪もできない場合、町内会費を使って撤去せざるを得ない事例が出てくる。今後もさらに同様の事例の発生が予想され、過疎と人口減少が進行していく状況において、全て町内会費で負担しなければならないのか。とんでもない話である。その点はしっかりと考えて対策をとってもらいたい。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

今ほどのお話は大変重要なことであると思う。いただいた御意見は所管課である建築住宅課へも伝えさせていただく。

【新保良一委員】

もう1点お願いしたい。以前、地域協議会でも消防の関係について説明いただいたことがある。昨年9月の消防法の一部改正等により、消火栓は消防署職員及び消防団員以外使用してはいけないという取扱いに変更になったと聞いている。消防団員は年々減少傾向にあり、少なくなった消防団員も仕事の傍ら活動している人が多い。特に山間地では消防署職員の到着までにかかなりの時間がかかり、そのためにこれまでは地域住民が消火栓を使用して初期消火をしていた。それができなくなり、初期消火の対策をどのように考えているのかお聞きしたい。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

消火そのものについては担当が防災危機管理部となるため、そちらに伝えさせていただくが、我々が聞いている範囲でお答えする。消火栓を使用した初期消火については、かなりの水圧がかかり、消防団員が着用するような防具がない中で一般の方が使用するの非常に危険であると聞いている。地域の皆様からは初期消火をどうするのかといったお話もいただいていると聞いているが、防災危機管理部としては、そういったことであれば、まず消防団に再加入してもらって、定期的な訓練や防具を備えて消火活動ができるような形で御協力いただくという方法も考えられるという認識のようである。いずれにしても、初期消火は重要なことであるが、まずは生命の安全を確保するというのも非常に重要な部分であるので御理解いただきたい。今ほどのお話については、防災危機管理部へ伝えさせていただく。

【松苗正二会長】

ほかに御意見のある方はいるか。

【外立正剛委員】

これまで説明を聞いてきて、県の指針等に基づいてこの計画案が作成されたということであった。その中で例えば生活環境の整備や子育て環境の確保については、今実際にやっていることを載せているだけのように思うが、違うのか。全て実際に市が取り組んでいる事業内容のように感じられ、これから新たに何をしていくのかが見えてこないため、お聞きしたい。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

冒頭で申し上げたとおり、法律のタイミングと市が策定する総合計画や財政計画、それらに伴う分野別の計画の更新の時期とが合わないことに起因している。計画案が現行の計画を前提とした内容になっているのは事実である。今後、総合計画や分野別の計画を更新していく中で過疎計画にも掲載していきたいと考えている。過疎計画は過疎債を受けて過疎地域で事業展開をするために必要な計画であるので御理解いただきたい。過疎地域においても、必要なことはやっていかなければいけないし、分野別の計画の中でもそういった点に配慮して進めていきたい。

【池田裕夫委員】

私も外立委員と同様の疑問を持っていた。厚い計画書で13分野の多岐にわたる内容となっているが、全て理想的な当たり前のことしか書いていないと思う。先ほど外立委員がどう変わるのかと質問していたが、それに対する答えはあまりないという印象を受けた。最初に今後のスケジュールについて説明があったが、今月中に諮問をして、来月答申をするということであった。附帯意見をつけることも可能という説明もあったが、計画の内容を全て協議していったら全然時間が足りないと思う。その点についてどう考えているのかお聞きしたい。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

タイムスケジュールについての御質問であったのでお答えする。なぜ12月議会に提案するのかというところが疑問としてあると思う。国・県の通知や実際の過疎債の借入れに係るスケジュールを勘案すると、国・県からは過疎計画を9月議会または12月議会に諮るのか、十分検討するようという旨の通知が出ているところである。12月がタイムリミットに指定されている理由としては、過疎債の借入れを県と協議する最終期限が12月になっているためである。我々としては、令和3年度も過疎債を必要とする事業があり、暫定的な計画であったとしても、仮に近い将来変更するものであったとしても、ここで過疎計画を策定しなければ今年度の事業の執行もままならないという危機

感を持っているので、今持ち合わせているもので策定作業を進めてきた。作業開始のタイミングについては、新しい法律が施行されたのは令和3年4月1日であり、国・県から具体的な説明があったのは4月末、県から方針案が示されたのは6月であった。そのような情報が確定していない中でも一定のものを整え、できる限り早く地域協議会の皆様にお示ししたうえで少しでも意見案を取り入れたいとの思いからこのようなタイムスケジュールになっている。市議会に対しても12月に議論いただくため、9月の時点でここまで作業を進めているという報告をし、御意見を取り入れなければいけないと思うので9月に所管事務調査を予定している。全国的に非常にタイトなスケジュールで動いている中で、当市が導入した地域協議会は全国でもあまりない制度であり、しっかりと御意見をいただく機会を設けるようできる限り努めてきた。タイトなスケジュールであることは間違いないが、できる限り皆様からの御意見をお聞きするために8月から9月にかけて諮問・答申を予定しているということで御理解いただきたい。

【池田裕夫委員】

最初の説明では次回の地域協議会で答申を出さなければいけないということであったが、実際に可能なのか。会長の御意見をお聞きしたい。

【松苗正二会長】

これまで説明いただいた内容を踏まえると、国等から過疎債を借り入れるためには計画をつくらなければならず、そのタイムリミットは非常にタイトであるということであったので、そういった事情は十分尊重すべきであると思う。計画の内容を見るとこれまでのものと変わらないのではないかという御意見もあったが、今後内容の充実を図るとい回答もあったので、私としてはこのまま進めてもらって問題ないと考えている。次年度以降、内容の変更が行われていく中で、何かあればその時に皆さんから御意見を出してもらえればよいのではないかと思うが、池田裕夫委員いかがか。

【吉野誠一委員】

それは個人的な意見であり、議長が言うべきことではない。可能かどうか聞かれたのであるから、可能かどうか答えればよい。

【松苗正二会長】

会長の意見はどうかと聞かれたので答えたまでである。

【池田裕夫委員】

会長の意見をお聞きした。

【吉野誠一委員】

可能かどうかを聞かれたと思う。

【松苗正二会長】

可能かどうかで言えば可能である。

【吉野誠一委員】

一生懸命努力しているから何とかしてあげたいというのは違うと思う。

【松苗正二会長】

過疎債を借り入れるために計画を立てているのである。計画がなければ過疎債を借入れできなくなる。

【吉野誠一委員】

そんなこと言ってないと思う。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

冒頭で申し上げたとおり、過疎債を活用するためには過疎計画がどうしても必要になる。今の計画案について、皆様の方で色々御意見があるかと思うが、反映すべきところは反映していく。過疎計画がなければ、借り入れることができないというのが過疎債の大前提である。今年度の予算に穴が開いてしまうと、事業を執行できない状態になる。そうならないためにも、まずは過疎債の活用に向けて計画を形にしていきたいと考えている。今後変更すべき箇所が出てくれば変更し、内容の充実を図っていく。過疎債を借り入れるために過疎計画が必要であるということを改めて申し上げる。

【吉野誠一委員】

今の説明を聞いたうえで1点お聞きしたい。どこかの地域協議会が同意できない、皆さんの方針に反対するという答申を出した場合、それは無視しないと間に合わなくなる。地域協議会は諮問機関であり、元々市長方針の優位性が際立っていることは分かるが、それは地域協議会に対して無礼な態度であると思う。今後のスケジュールからいって、議会が必ず可決するという前提に立っているが、もし否決されたらどうするのか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

地域協議会と諮問の関係、議会と議案の関係という2点についての御質問だったと思うので答えられる範囲でお答えする。地域協議会と諮問の関係であるが、諮問をする以上、我々としては地域協議会の皆様から御理解をいただける形で作業を進めてきたつもりである。また、このような質問と説明の中でも御理解いただけるように努めている。答申をいただいてどのような対応をとるかというのは考慮すべきところであるが、どう

判断するかはいただいた御意見の内容を踏まえて検討することになる。次に議会との関係であるが、12月に過疎債の借入れをするという前提に立てば、12月議会に議案を上程せざるを得ないと考えている。しかし、議決機関である市議会でその内容を議論した結果、場合によっては否決という判断や計画の修正を求められることもあり得る。執行機関である市としては、議決機関の議決というものを重要視しなければならない。事業を行う立場として、このようなスケジュールを立てて進めていきたいと考えているが、一つ一つの段階でそれぞれ判断があり、その判断を受けてどのように真摯に対応するか、適宜検討する必要がある。否決ということになれば、事業をどうするか考えなければならないが、まずはできる限り多くの皆様から御理解いただけるように進めていきたいと思っている。あとはそれぞれの地域協議会の皆様、市議会の皆様から御検討いただくことになる。

【吉野誠一委員】

最後にもう1点お聞きする。地域協議会から皆さんの方針に対してとても同意できない、反対するという意見が出てきた場合、今後のスケジュールからいって無視せざるを得ない状況も出てくるかもしれない。努力は尽くしたが、仕方ないということであれば、設置条例に定めた「地域の意見を市政に反映する」という目的を皆さんはどのように考えているのかお聞きしたい。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

諮問に対する地域協議会の御意見を条例上どうやって尊重していくのかという御質問であったと思う。我々としては地域協議会にお諮りしているので、まずは地域協議会の御意見を尊重するという立場に立っている。ただ、その御意見を踏まえた対応については、いただいた御意見の内容にもよる。また、地域協議会の御意見以外の部分も考慮しなければならない。色々な要素から総合的に判断することになるので、現時点で反対の御意見をいただいた場合にどう進めていくかという方針は持ち合わせていない。御意見をいただいたうえで判断させていただく。

【吉野誠一委員】

設置条例の目的との整合性をお聞きしている。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

設置条例の目的との整合性については、「地域協議会の意見を尊重しなければならない」と定められているので、御意見を受けたいうえでどう判断するかということになる。地域協議会の御意見を踏まえ、与える影響をどう考えるか、その結果を地域の皆様にどうお

返しするかということを含めて考えなければならない。尊重するというのは、そういったことを市に義務付けるという規定になっていると受け止めている。地域協議会からいただく御意見を受け止めて考えるということが尊重であると思う。

【吉野誠一委員】

当初から答申や意見書については、緩やかな拘束力を持つという風に理解されてきた。行政に努力義務を課すということだと思う。そういうことになれば、設置条例の目的に沿ってどう努力するかという問題が出てくると思うが、単なる附属機関・諮問機関であり、答申を受け止める側に可否を含めた一切の判断を任せている。目的から見るとその辺りに無理があると感じているが、いかがか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

今ほどお話のあった緩やかな拘束力という点についてはまさにその通りであると思う。当然諮問した案件について御意見をいただくので、御意見を中心に考えるというのは、その通りである。ただ、緩やかな拘束力ということで、吉野委員が言われたとおり、市がどう捉えて判断するかというところも考えていかなければならない。いただいた御意見を踏まえてどう判断するか、それをどう説明していくかは我々に課せられた義務であると考えている。

【吉野誠一委員】

承知した。

【池田裕夫委員】

立派なこの計画案を短時間でまとめられていて流石だなと思っている。恐らく内容的には誰も反対するものがないと思うので、附帯意見を次回の地域協議会でどうまとめるのかが重要であると思う。具体的なことを言っていたらキリがない。次年度以降計画を練り直すということであれば、そこまで踏み込んだ附帯意見はつけられないと思うが、その点事務局にお聞きしたい。

【吉野誠一委員】

それは皆さんの説明が終わってからのお話ではないか。

【池田裕夫委員】

説明は終わったのではないか。

【松苗正二会長】

説明は終わっている。附帯意見については、次回の地域協議会で協議すればよいと思う。地域協議会として、認められない、または附帯意見をたくさん付けるということ自体

は悪いことではない。ほかの地域協議会で賛同があり、安塚区では賛同できないとなったとしても、最終的には市が色々な意見を総合的に判断したうえで方針を決定することになる。我々は我々の考えを出せばよい。どうするこうするという風にそこまで踏み込む必要はない。我々は安塚区地域協議会としての意見をまとめて、答申で返せばよい。

ほかに御質問等あるか。

【池田康雄委員】

過疎債の金額的な部分をお聞きしたい。先ほど8億円借入れしているという説明があったが、全国や新潟県ではどのくらいか。

【松苗正二会長】

それは全国でどれくらい過疎債があるのかという御質問でよいか。

【池田康雄委員】

全国でもよいし、市内11区の内訳でもよい。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

今年度の過疎債は全国で約5千億円が予定されていると聞いている。その中で過疎の対象となっている市町村が、それぞれの事業予定を国・県に報告し、いくらという風に枠が決まっていく。上越市では概ね7億円から8億円というのがこれまでの実績である。

【松苗正二会長】

池田康雄委員よろしいか。

【池田康雄委員】

承知した。

【岩野所長】

答申で附帯意見をつけるというお話があったので、念のため申し上げる。地域協議会で審議した結果、意見を述べるができるという規定である。必ずしも附帯意見をつけなければならないということではない。

【池田裕夫委員】

承知している。

【松苗正二会長】

ほかに御意見等あるか。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

1点お願いしたい。先ほどの吉野委員からの質問に対する回答方法について、次回の地域協議会で回答するというのも一つの方法であるが、できる限り早急にお伝えした方

がよいと思うので、総合事務所を通じて回答をお伝えする形でもよろしいか。

【吉野誠一委員】

結構である。

【自治・地域振興課 廣川副課長】

その方法で回答させていただく。

【松苗正二会長】

ほかに御質問等あるか。

(質問なし)

御質問等なければ、上越市過疎地域持続的発展計画(案)についての諮問は以上で終了とする。答申については、9月3日(金)に開催する第6回地域協議会の中で協議を行う。

ここで自治・地域振興課の職員は退席となる。

(自治・地域振興課職員退席)

次に次第5協議事項(1)地域活動支援事業に係る課題等についての協議に移る。

事務局に説明を求める。

【萬羽主任】

資料No. 3に基づき、地域活動支援事業に係る課題等の記入シートについて説明。

【松苗正二会長】

事務局から説明があったが、何か御質問等あるか。

(質問なし)

質問等なければ、地域活動支援事業に係る課題等についての協議は以上で終了とする。事務局から説明があったとおり、資料No. 3の記入シートについては、8月20日(金)までに事務局へ提出いただくようお願いする。

次に安塚区地域協議会としての審議内容について、確認を行う。事前に事務局へ審議依頼書の提出はあったか。

【大島次長】

事前の提出はない。

【松苗正二会長】

今回審議依頼書の提出はなしということで、審議依頼事項がある場合は、また次回協議会開催日の1週間前までに事務局へ提出をお願いしたい。

次に次第6その他(1)次回協議会の開催日について確認する。事前の御案内のとお

り、次回第6回地域協議会は9月3日（金）午後7時から開催となる。

ほかに連絡事項等あるか。

（連絡事項なし）

【松苗正二会長】

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

安塚区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：025-592-2003（内線23）

E-mail：yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。